

化を図るなど生徒に対する交通安全教育の充実を図る。

(2) 暴走行為をさせないための環境づくり

暴走族及びこれに伴う群衆の集場所として利用されやすい施設の管理者に協力を求め、集させないための施設の管理改善等の環境づくりを推進するとともに、地域における関係機関・団体が連携を強化し、暴走行為等ができない道路交通環境づくり及び公安委員会による交通規制を積極的に行う。

また、事前の情報の入手に努め、集団不法事案に発展するおそれがあるときは、早期に暴走族と群衆を隔離するなどの措置を講ずる。

(3) 暴走族に対する指導取締りの強化

暴走族取締りの体制及び装備資器材の充実を図るとともに、集団暴走行為、爆音暴走行為その他悪質事犯に対しては、罰則が強化された共同危険行為等の禁止違反を始めあらゆる法令を適用して検挙及び補導を徹底し、併せて解散指導を積極的に行うなど、暴走族に対する指導取締りの強化を図る。

また、「不正改造車を排除する運動」等を通じ、街頭検査において不法改造車両の取締りを行う。

さらに、複数の都府県にまたがる広域暴走族事件に迅速かつ効率的に対処するため、関係都府県警察相互の捜査協力を積極的に行う。

(4) 暴走族関係事犯者の再犯防止

暴走族関係事犯の捜査に当たっては、個々の犯罪事実はもとより、組織の実態やそれぞれの被疑者の非行の背景となっている行状、性格、環境等の諸事情をも明らかにしつつ、厳正な処分が行われるよう

努める。

また、暴力団とかかわりのある者については、その実態を明らかにするとともに、暴力団から離脱するよう指導を徹底する。

少年院送致決定を受けた暴走族少年あるいは保護観察に付された暴走族関係事犯者の処遇に当たっては、遵法精神のかん養、家庭環境の調整、交友関係の改善指導、暴走族組織からの離脱指導等、再犯防止に重点を置いた個別処遇及び集団処遇に努める。

さらに、暴走族に対する運転免許の行政処分を迅速・的確に行うとともに、処分者講習では、若年者の特別学級を編成するなど、再犯防止等のための講習内容の充実に努める。

暴走族問題が地域社会に深くかかわる問題であることにかんがみ、都道府県及び市町村に設置されている「暴走族対策会議」の下に、暴走族対策の推進に携わる機関及び団体の代表から構成される「暴走族対策推進幹事会」の設置を促進する。

(5) 車両の不正改造の防止

暴走行為等を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全運行を確保するため、自動車検査の確実な実施に加え、広報活動の推進、関係者への指導、街頭検査の強化等による「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開する。

また、不正改造行為の禁止及び不正改造車両に対する整備命令制度の強化を盛り込んだ改正道路運送車両法（平成15年4月施行）を的確に運用し、不正改造車の排除に努める。

第6節 救助・救急体制等の整備

1 救助・救急体制の整備

(1) 救助・救急体制の整備・拡充

交通事故に起因する救助活動の増大及び事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため、救助工作車等救助資機材の計画的な整備を推進し、救助活動の円滑な実施を期する。

救急出場件数については、近年高齢化の進展等により増加傾向にあることから、必要な資機材の配備

や救急救命士を含む救急隊員の確保を促進し、救急活動の適切な実施を図る。

(2) 救急現場及び搬送途上における応急処置等の充実

交通事故等に起因する負傷者の救命効果の向上を図るため、救急救命士の養成・配置等の促進、救急救命士が行う救命処置範囲の拡大（医師の具体的指示なしでの除細動、医師の具体的指示に基づく気管

挿管及び薬剤投与)、一般の救急隊員の行う応急処置等の充実、高規格救急自動車・高度救命処置用資器材等の全国的な整備等の推進を図る。

また、医師の指示又は指導助言の下に救急救命士を含む救急隊員による応急処置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実を図る。

(3) 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備

日本道路公団、本州四国連絡橋公団(以下「関係公団」という。)及び関係市町村は共に通信連絡体制等の充実を図るなど連携を強化するとともに、関係公団は高速自動車国道等のインターチェンジ所在市町村等に財政措置を講じ、当該市町村においても、救急業務実施体制の整備を促進する。

また、関係公団及び関係市町村は、救急業務に必要な施設の整備、従業者に対する教育訓練の実施等を推進する。

(4) 救助・救急設備等の整備

消防機関の救助・救急体制の整備を図るため、緊急消防援助隊に係る救助工作車、高規格救急自動車、ヘリコプター等の整備に要する費用の補助として平成17年度は、24億6百万円を計上している。

(5) 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実

交通事故等に起因する救急・救助活動の増大及び事故の種類、内容の複雑多様化に対応するため、救助隊員・救急隊員の資質の向上に努める。

(6) 救急救命士の養成

プレホスピタルケアの向上を図るため、全国の消防機関においてすべての救急隊に救急救命士が「常時1名搭乗する体制」を目標に、地域的な偏在の是正も考慮しながら救急救命士の早期養成を図るとともに、教育訓練の充実を図る。

(7) 応急手当の普及

指定自動車教習所における教習カリキュラムに応急救護処置に関する教習が盛り込まれていることから、これらが効果的に行われるよう指導者の養成を始めとする体制の整備を図るとともに、講習等が効

果的に行われるよう指定自動車教習所等に対して必要な指導、助言を行う。

市町村の消防機関が実施している地域住民及び事業所を対象とした応急手当に関する講習会の開催等の施策については、「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」(平5消防救41)及び「事業所における応急手当の普及啓発の推進について」(平11消防救175)に基づき推進を図るとともに救急要請受信時における応急手当の指導を推進する。

また、心肺そ生訓練用人形などの普及啓発用資器材の整備、応急手当指導員の養成、普及啓発活動の推進など、各消防機関が行う住民に対する応急手当の普及啓発事業に対して支援を行う。

なお、平成16年7月から非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)の使用が認められたことから、消防機関においては自動体外式除細動器(AED)の内容を取り入れた救命講習の実施を促進していくこととしている。

学校では、中学校、高等学校の保健体育科において心肺そ生法等の応急手当について指導することとしており、この指導を効果的に実施するため、実習を含む各種講習会を開催する。

(社)日本交通福祉協会では、交通安全の指導に携わる者、運転業務に従事する者を重点に交通事故救命救急法教育講習会及び救命救急法講習会(高齢者)を実施する。

(8) 緊急通報システムの拡充

交通事故等緊急事態発生時における負傷者の早期救出及び事故処理の迅速化のため、新交通管理システム(UTMS)の構想等に基づき、衛星を利用した位置測定を行うGPS技術を活用することにより、自動車乗車中の事故発生時等に携帯電話等を通じてその発生場所等の情報を即時かつ正確に緊急通報し、救命率の向上等を図る緊急通報システム(HELP)の普及を図る。

また、緊急車両が現場に到着するまでのレスポンスタイムの縮減、及び緊急走行時の交通事故防止の

プレホスピタルケア

病院に運ばれるまでの救急救命士などによる応急処置

ため、緊急車両優先の信号制御を行う現場急行支援システム（FAST）の整備を図る。

2 救急医療体制の整備

(1) 救急医療機関等の整備

救急医療体制については、従来から体系的な整備を進めており、平成17年度予算には、救急医療施設等と救急医療情報センターの整備・充実を図ることとし、その関連経費を含め、総額115億円を計上している。

救急医療体制の体系的整備の主な内容は、次のとおりである。

ア 救急医療施設の整備

(ア) 初期救急医療施設の整備

休日夜間急患センターについて、整備を図る。

(イ) 第二次救急医療施設の整備

重症救急患者を受け入れるための、病院群輪番制病院及び共同利用型病院の整備を図るとともに、小児緊急患者を受け入れる小児救急医療支援事業実施病院及び小児救急医療拠点病院の整備を図る。

(ウ) 第三次救急医療施設の整備

重傷及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤救急患者の救命医療を担当する救命救急センターの整備を図るとともに、広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者に対応する高度救命救急センターの整備を図る。

イ 救急医療情報システムの整備

救急医療施設の応需情報を常時、的確に把握し、医療施設、消防本部等へ必要な情報の提供を行うとともに、災害時には医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況等災害医療に係る総合的な情

報収集を行う救急医療情報センターの整備を図る。

ウ 救急医療設備の整備

交通事故の被害者救済の充実強化を図るため、全国の公的医療機関等の救急医療機器の整備に関し、自動車損害賠償保障事業特別会計から4億8千万円の補助金を交付する。

(2) 救急医療担当医師・看護師の養成等

医師の卒業前の教育・臨床教育において救急医療に関する教育研修の充実に努めるとともに、救命救急センター等で救急医療を担当している医師に対しても、呼吸・循環管理等の研修を拡充し、救急医療従事者の確保とその資質の向上を図る。

看護師及び救急救命士については、医療機関等において研修を実施すること等によりその資質の向上を図る。また、救急救命士養成所の専任教員の確保を図るための講習会を実施する。

(3) ドクターヘリ事業の推進

交通事故等で負傷した患者の救命率の向上や後遺症を軽減させるため、早期治療の開始と迅速な搬送を行うドクターヘリ（医師が同乗する救急専用ヘリコプター）の配備を推進する。

3 救急関係機関の協力関係の確保等

救急業務の円滑な実施や救急隊員への教育訓練体制の整備等を図り、消防機関と医療機関、救急医療関係者等との連携を強化し、都道府県及び各地域単位のメディカルコントロール協議会の充実を図る。この協議会において救急救命士等の救急隊員の活動に必要な医師の指示・指導・助言体制の確立や臨床実習等の支援体制の確保を推進する。

第7節 損害賠償の適正化と被害者対策の推進

1 自動車損害賠償保障制度の充実等

交通事故被害者保護の充実を図るため、次の施策を重点的に推進する。

(1) 自動車損害賠償責任保険（共済）の充実

自賠償保険については、政府再保険制度が廃止されたことにより、国の支払審査が死亡等重要事案に

限られることになったが、被害者保護の充実が図られるよう、新制度における保険会社等の情報提供措置の着実な実施、支払基準に基づいた適正な保険金支払いの実施及び公正中立な紛争処理機関による紛争処理業務の円滑な実施が図られるよう保険会社等を指導する。